

第9回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成16年1月31日(土) 13:30～16:30

●【開催場所】 御坊市 御坊商工会議所 4階 大会議室

●【出席者】 委員14名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、緒方順子、小野正治、
柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、西野稔治、
森正一、森口佳樹、寄本勝美

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：真砂稔事務局長、中本政吉事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他

●【傍聴者】 一般20名、報道3社

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意。

(委員長)

皆さん、何かとお忙しい中ご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

前回の委員会において、中間報告を取りまとめ、住民の皆さんに意見を頂くこととなりました。

そして1月13日、15日、16日に、田辺市、新宮市、御坊市で住民の皆さんにご説明申し上げ、いろいろな意見を聞かせて頂き、また広く意見を募集することもいたしました。

本日は、その中間報告に、説明会での意見、そして応募意見を加えて、一層の具体化を図りたいと考えていますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、前回の議事録について何かご意見等ありますか。

なければ、ご承認頂いたということでお願ひします。

本日の議題に入ります、議題1)について、先ほど申し上げました説明会での状況、また出された意見について、事務局から説明してください。中間報告については、その後各委員から、詳しい意見が出ていますので、後で説明をお願いし、それを加えて議論して頂くように考えています。

(事務局)

1月13日から、御坊市、田辺市、新宮市にて住民説明会を行い、そして13日から23日までの間に意見を募集いたしました。委員の皆様方におかれましては、地域において、説明会への参加の呼び掛け、そしてお寒い中説明会に参加して頂きありがとうございました。

説明会でのご質問等、募集期間に寄せられたご意見等については、先日各委員に送付いたしております。

ただ残念なのは、地元の報道機関などに説明会の日時等の報道をお願いし、説明会への住民の方々の参加、意見の応募をお願いいたしました。3会場合計で約100名の参加、寄せられたご意見は5通の結果になったことです。事務局としては、精一杯努力はしたんですが、この結果となったことについて、皆様方にお詫び申し上げます。

また、委員会での検討内容を行政に反映させることを考えて、各地域毎の行政の廃棄物担当課長会議を委員会終了後に開催し、その内容を説明してきました。その結果、地域内で分

別が進んでいなかった日置川町、すさみ町においては、1月5日から、事業系と生活系の区分、有料指定袋や8分別製の導入を行い、排出抑制・資源化への取り組みを始めました。

中間報告の内容についても、それぞれの地域で担当課長会議を開催し、自治体としての取り組みについて、特に発生抑制、資源化品目の統一、有料化、生活系・事業系の区別について説明いたしました。

この中間報告は、業界新聞にも取り上げられ、全国的にも注目されているとのことでした。

住民及び委員の皆様のご意見を反映し、よりよい報告書が出来上がるようにと考えていますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員)

説明会への参加が悪かったのは、時間設定が良くなかったのでは。皆さんの関心は、あると思いますが。

(委員長)

今後、多くの方の参加が可能になるよう時間の設定等、努力してください。

それでは、応募のご意見等は皆さん既に目を通されている事と思いますが、それに委員の方から提案して頂いている意見を加えまして、本日議論して頂きたい課題を提案いたしますから、検討のほどお願いします。

まず、発生抑制について

排出抑制について、特に生ごみの資源化について

デポジット制について

レジ袋の有料化について

それから、別の委員から、今後の推進体制について提案されています。住民の方々からも意見が出ておりますが、このことは次の段階で議論して頂くことであり、今日のご説明を聴き、皆さんにそれについての問題意識を持って頂くことで了解をお願いいたします。

また、説明会では産業関係者のご意見等があまり無かったとのことですから、後ほど関係の方からご意見を頂きたいと考えています。

それでは最初に、委員から頂いた意見を、ご本人からご説明のほどよろしく願います。

(委員)

住民説明会の後、個人的に電話等で意見を頂きました。また私自身、報告書「その1」の表現がすっきりしていないと思っていました。それで、その意見を反映し分かり易くならないものかと思い、まとめてみました。

まず、基本理念ですが、なんだか重みがないと感じますので、地球環境にまで触れて行く方がいいのではと思い加筆しました。

「その1」発生抑制、排出抑制については、住民、事業者、行政に分けて書いた方が分かり易いと思い加筆修正しました。また、「その1」で具体的には、「発生抑制」の言葉が抜けているので、それを入れるようにしました。

また、デポジット制ですが、すぐには出来ないでしょうが、事業者、行政の役割で取り組む必要がありますから、それを入れました。

レジ袋の有料化ですが、地域で統一して導入する方向で検討出来ないか、と考えて入れました。

住民としては、買う、使用する、排出する各段階でどう取り組むのか、一貫した流れの中での取り組みを行う視点で、また事業者は製造、販売する各段階での取り組みを行うことで、書いてみました。行政は、それなりの経費の負担、情報の収集・発信をお願いしたい、と考

えました。ご検討のほど、お願いします。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、次の方お願いします。

(委員)

先ほどの提案と重複するかもしれませんが、説明いたします。

まず、基本理念ですが、「次世代につけを残さない、そしてこの地域に住んでいる方々が自己責任を果たしながら」このことを追記して頂きたいと思います。

「その1」に製造段階からとありますが、やはり文字として「発生抑制、排出抑制への取り組み」と記した方がいいと思います。そして地球環境の問題は、この地域でも同じであること、そのため個人が生活スタイルを見直し、自己責任を果たすべく行動しなければならないこと、そして国へも法整備等を求めていく、としています。

住民の役割・責任では、ごみ問題は行政任せとなっているが、排出する住民一人一人の責任も大きいので、自己責任のもと日常生活での行動、実践が重要と考えました。具体的には、ごみとなる物を買わない、なるべくリユース・リサイクル、生ごみの減量、その他、としています。ごみとなる物を買わないには、購入前に本当に必要か考える、を加えています。生ごみの減量には、廃食用油について、を加えています。その他には、メーカー、国への働きかけ、消費行動での意思表示、を加えています。

事業者の役割・責任には、事業活動から出る廃棄物は自ら適正処理する義務があること、拡大生産者責任についても書いています。具体的には製造段階から、廃棄することを考えたもの作りを行う、レジ袋の有料化に取り組む、部品の長期保存に取り組む、販売した商品は最後まで責任を持って処理する、デポジット制の導入、再資源化への取り組み、を書いていきます。

行政の役割・責任は、住民・事業者への取り組み、システム作成、自らの取り組みとしました。まず住民・事業者への取り組みは、ごみ処理は行政が代行しているが、排出者の責任が大きいことを説明し協力を得ること、そして環境への啓発活動の充実へ、「殊に次世代を担う子供たちにとって、環境教育は非常に重要です。単年度だけではなく継続、一貫した学習が行えるよう、関係機関と十分協議し、進めて行く。またそのためには、教職員に対しても、環境講座を開催するなどレベルアップを図る。」の追記をお願いします。説明会でも出ていましたが、子供たちへの環境教育は非常に重要です。是非追加をお願いします。システム作成は、デポジット制導入、レジ袋有料化、生ごみの有効活用、環境推進員の設置へ向けての検討を行うこと、自らの取り組みは、職員全般への教育を行い、意識の向上を目指す。次の国への法整備の働き掛けですが、現状の容り法は自治体の負担が大きいので、拡大生産者責任のもと、生産者、消費者の負担へ変更するよう働き掛けをする、としました。

また他の項目の文言の変更も記載していますので、検討をお願いします。

(委員)

今言われた学校教育において環境教育に取り組むことは、非常に有意義な提案です。ある中学校では、通学路のごみは全て拾い学校へ持っていき、そのごみがどのようにリサイクルされるのか等を学習し、成績評価に反映させるとしたところ、他の学校でも取り入れられるようになったと聞きます。紀南地方はマナーが非常に悪いが、その思想を徹底してもらうことで、両親へもそして教職員へも影響が及ぶと考えます

(委員長)

それでは、テーマを絞って議論して頂きます。まず、報告書の「基本理念」の部分について

て、今のお二人からは、少し弱いのではないかと、その意見を頂きましたが、それについてご意見ございませんか。

(委員)

教育が重要であること、行政機関がISO14000の取得を目指すことについては賛成ですが、中間報告をいろんな方に見てもらい反響が大きかったのは、4～5ページは絵に描いた餅であると厳しいことを言われました。理想ではあるが、現実を直視されていない、という意見が多かったです。飽食の時代、1億総無責任と言われる時代であり、そんな中で理念として描かれても果たして実行できるかどうか、大変疑問であるという意見を多く頂きました。

(委員長)

大変重要な意見を頂きました。そうならないように議論をお願いします。

「基本理念」の部分で何か具体的なご意見、ご指摘をお願いします。

それでは、この部分は、最終段階では皆さんのご意見を踏まえて、手直しをしたく思います。

次、具体的な中身「発生抑制」について、ご意見を頂いていますが、これについて何かございませんか。

(委員)

「発生抑制」この言葉は、人によっては捉え方が異なる場合があります。私は紙コップに例えますと、これを造らない、売らない、使わないの意味、避けるという意味であると考えます。

しかし、実際皆さん使用しています。使ってはいるが、長く使用する、その後リサイクルに出す、これが排出抑制の責任と言えます。発生抑制は出来なかったが、使用した後ごみとして出さずにリサイクルに出すことが排出者の責任であると考えます。発生抑制と排出抑制は順番ですね、しかし発生抑制で全て解決出来る、それに期待し過ぎるのもいかがか、と思います。

今日もらっている資料ですが、発生抑制であれば、避ける意味ですから、紙の発生抑制から言うと資料を作ることは出来ません、ですから全て発生抑制に掛けることは出来ないのです、発生した物は、分別し徹底してリサイクルを行うことが重要だと考えます。

(副委員長)

説明して頂いた意見を読ませて頂きましたが、違和感なく読むことが出来ます。中間報告については、それも間違いではないが、どちらが分かり易いのかと言えばご説明頂いた方でしょう。説明して頂いた意見を基に、検討を加えることが妥当でしょう。ただ、レジ袋の有料化など、その後の受け取られ方までを考えて議論しなければならないと思われる箇所がいくつかありますが、基本的にはお二人の意見を基に検討した方が、より良いものになると思います。

前の物は何でこんなに読みにくいのだろう、と思いますが。

(委員長)

新宮市での発生抑制の具体的な取り組みなどあれば、お願いします。

(委員)

発生抑制は住民段階では難しい、メーカーの段階だと思しますので事例としてはありません。やはり国、県にて規制を掛けるものだと思います。スチール缶等メーカーが買い上げる法整備をすればいいのですが、新宮市ではそれはできません。また地元の事業者との発生抑制への取り組みについても、まだ行っていません。

(委員長)

発生抑制だけでは、解決出来ない、排出抑制と併せて行わねばならないのは明らかです。そのため、排出抑制について意見をお願いします。特に意見を頂いている生ごみの資源化、減量化の必要性は、委員さん共通の認識と思いますが、今まで十分な議論が行われたものではないため、また中間報告の15ページに記述がありますが、やはり「その1」の場所に載せたいと思いますが、その辺と併せて意見をお願いします。

(委員)

私は、以前から生ごみについて意見を述べて来ましたが、ここで意見を言ってもだめ、とあきらめていました。というのも、生ごみについての認識がないと思います。皆さん難しく思っている。私も自分で取り組んでいるのですが、水切りは問題にはならない。それが十分でないからだめと言うことではないし、また異物混入についても余り問題ではありません。気軽に取り組んで欲しい。県の方も難しく考えているが、他の県においては、もっと熱心に取り組んでいます。なぜ、この美しい地域で焼却しなければならないのでしょうか。

(委員)

私は、生ごみは100%再利用出来ると思っています。ある方法で利用した後の残渣を堆肥として利用するなど、書籍等で勉強していますが、先日の説明会でも焼却したらいいとはだれも言っていません。焼却の時代ではない。行政の方も考え方の切り替えをして頂きたい。その再利用の方法を皆さんに理解してもらおうのが行政の仕事だと思いますし、将来性のある方法だと思います。

(委員)

生ごみの利用は、現状では堆肥化が一番でしょう。私は、滋賀県の水口町の施設等いくつかの堆肥化施設も見学しましたが、それを行うか否かは、行政に掛かっていると思います。

私たちは、執行機関ではありませんから、報告書に生ごみの堆肥化をするべきと明記するしか方法がありません。方向性としては間違っていないと思います。

(委員長)

このことについて、紀南地域全体で取り組むことは、非常に難しいとは皆さん理解して頂いていると思いますが、地域のグループ等で取り組むことは有効だと思います。しかし、問題はその受け手であり、以前農業関係者の方からもその受入について、難しい面があるという意見を頂いています。今後生ごみの堆肥化を進めていくためには、その受け皿作り、例えば地域の農業、有機農法等との関連、その農法への支援等を含めて考えていかねばなりません。あるいは地域づくりとして、道路沿いの花壇、街路樹への使用なども考えられます。既に地域的な取り組みを実践している等の例がありましたら、それも教えて頂けたらと思います。

(委員)

自分の地域では、私も含めて5つのグループがボランティアで取り組んでいます。回収し、自分の家で堆肥を作り、自分の畑、田に使用しています。堆肥は増えません。生ごみは水分が非常に多いが、蒸発が多く増えません。しかし、水分が少な過ぎると発酵が進みませんから、水分を加えています。このように、最初から水切りを十分にする必要も無い場合もあります。実行した者でないと分からないこともあり、水切りを十分に行うことなど全然問題ではありません。そのグループでは、水切りバケツを利用し、週に2回、一般の家庭や弁当屋等から集めて、屋内などで行っていますが、全くボランティアであるため、なかなか進みません。ガソリン代でももらえるシステムがあればと思い、行政と話しはするのですが、行政

は全て焼却する。また、県もそのことについては、少しも指導しない。たくさんのお金が必要とは言っていない。燃やすのにどれだけお金が掛かっているのか考えれば、そのようなグループを支援するシステムについて、県が市町村を指導する。市町村はそのグループを支援する事が出来るし、大きな施設は要りません。その実態を見て頂きたいと思います。

(委員長)

具体的にどのようなことを行政が支援すればいいのでしょうか。

(委員)

そうですね、収集する燃料費だけでも。また水切りバケツは、堆肥化する人が自分で購入し、それを配布しています。それに補助をしてもらう等もあります。家庭で行う人は、発泡スチロールに生ごみを入れて、混ぜながらやれば3ヶ月で堆肥が出来ますし、量は増えて来ません。このことを理解してもらえません。皆さん増えるものと思っていますが、ほとんど増えません。これを理解して頂きたい。

(委員)

どうして、生ごみを堆肥化したものの引き受け手が無いことを、そんなに心配するのでしょうか。不思議でならない。実家では、生ごみはある程度溜まれば、畑へそのまま捨てています。後は少し土をかぶせるだけです。それで済んでいます。だから生ごみをそのままでなく、堆肥にしてあれば、心配する必要はないのではありませんか。後は畑でなくても木が生えている所へ撒けば、そのうち吸収してくれるでしょうから、その辺の海岸へ撒けばいいでしょう。雑草が生えることで管理が大変とは思いますが。生ごみに塩が多く含まれているとは聞きますが、海岸なら塩はいつもかぶっているでしょう。不法投棄するのでありませんから、計画的に利用すればいいのではないのでしょうか。

(委員長)

事務局から、現状を教えてください。

(事務局)

生ごみについては、ご意見は色々頂いていますが、行政としては、水切りすれば焼却が容易になるため、それをお願いしています。

また、その量が問題となります。例えば田辺市では、毎日約90t焼却していますが、内60tが生ごみです。これを毎日堆肥化して、畑へ撒けません。また、地域で栽培している作物がいろいろと違うこともあり、各作物にどんな堆肥が適しているのかは分かっていません。こんなことから行政として、生ごみ堆肥化の取り組みが出来ていません。しかし、生ごみの処理は重要なので、家庭の生ごみ処理機購入への補助金、白浜町では、多量排出者が農家と協定し、堆肥として使用している実績を条件に補助金を出している、などの取り組み事例があります。

また、地域でいろんな方法で取り組んでいる方もいます。自分の家に処理出来る畑があれば出来ますが、市街地では、場所の問題もあり取り組めていないのが実状です。それではどうするのか、例えば田辺市ではNPOの市民活動助成金等の利用も考えられます。しかし、田辺市全体で取り組むのは、難しいと考えます。

(委員)

県は、これを焼却すべきと考えているのでしょうか。出てくる60t全て来年から行う事は考えにくい。試験的に来年から5t程度から行う等が現実的でしょう。そうでないと進みません。

県として、将来このまま燃やすのか、本気で資源化に取り組む気があるのかを聞きたい。

(県)

家庭ごみの約 4 割は生ごみで、その約 8 割は水分です。それを焼却するためには、化石資源が必要です。

また、CO₂が発生しますし、塩素を含む物がある条件下で焼却すれば、ダイオキシン類も発生します。したがって、生ごみを焼却したい人はいないでしょう。私もそうです。焼却以外の生ごみの処理方法としては飼料化、本県では余り利用されていませんが、全国的にはこの方法で処理されている量が一番多いと思います。それから肥料化・堆肥化、そしてバイオマス利用があります。それぞれの方法には、長所と短所がありますので、県として堆肥化しなさい、とは言えません。それぞれの地域で最も適した方法で、取り組んでもらいたいということです。ただ基本的には、全県下で共通する取り組みが出来るなら、それは支援出来ると思います。

(委員長)

それでは、以前意見を頂いた農業関係者の方から、お話をお願いします

(ワーキング関係者)

基本的には、生ごみの堆肥化をして頂くことはよろしいのですが、問題はその流通段階です。堆肥は肥料ですから、法的な整備が必要です。同じ成分、内容でないと商品として流通は不可能です。出来た物の成分が一定でないと販売、使用も出来ません。これが問題かと思えます。この点について、法整備が出来れば流通するのではないかと思います。現在では食品会社から出る生ごみ、その内容が解っている物で堆肥として成分が一定している物は、市場に流通しています。しかし、一般家庭から出る生ごみについては、成分が各家庭で全く違いますので、その堆肥についての法整備が必要でしょう。

(委員)

堆肥化については、出てきた物の利用が常に問題となるのですが、消滅型の機械を造るメーカーもあり、水口町でも消滅型に近い方式です。その方法だと思います。消滅させるのはどうか、と思いますが、出てくる堆肥を水分調節に使用するなど消滅型も可能ですから、その堆肥化して出てくる物をどうするのか、についてのみに目を向けるのでない検討をお願いします。

この地域でも、ある業者の事業化の動きがあり、問題は市町村の生ごみ処理費の負担と聞いています。生ごみ全量を堆肥化するのでなく、初めはそれに協力する家庭を対象にして、徐々に広げる方法を取るなど、何とかここで方針を明らかに出来ればと考えています。

(委員)

長野市での堆肥化について、問題点が指摘されています。ここでは、補助金も出て家庭からの生ごみの堆肥化に取り組んできたのですが、出てきた堆肥を利用するのが面倒であるとかで、ごみとして捨てられている。また、思うように堆肥が出来ない等問題があり、ベターな方法ではないと思います。生ごみ処理機に補助金を出して各家庭に揃えるなら、電力が必要で化石燃料の使用を増やすことになります。私は常々言っていますが、炭素化する方法もありますので、勉強して頂いてご意見を聞かせてもらいたいと思います。

(委員)

生ごみの問題を皆さんが真剣に考えていることは、よく分かります。しかし、ごみ処理事業の仕事を行う上で、第一に安定性を考えることは、やむを得ないことだと思います。生ごみに関して成功した事例については、清掃事業から声上がるのではなく、農業関係からその使用が出来ないかと声上がり、清掃事業はそれに協力したということです。この問題は、

清掃事業で解決するには無理があり、農業、肥料関係者と協力して、広い視野を持ち考えて行かねばなりません。

答申においても、このようなことを書き入れて頂ければと思います。

(委員長)

それでは、確認させてください。

まず、生ごみ、有機性廃棄物は、排出抑制を行うことが重要であること

そして、次はその資源化・再利用を図ること

資源化・再利用方法については、地域の実態に即した多様な方法で進める必要があること

出来るところから始め住民主体の取り組みのもと、行政がサポートすることが必要

また、その活動を広める教育啓発活動が求められること

地域の農業、林業と連携した事例が成功しているので、その視点を持ち単なるごみ行政でなく、地域づくりの一環としての発想が重要であること

を提案すればどうでしょうか。

(委員)

15ページにある生ごみのことについて、これを今言われたこととまとめて、5ページの地域の取り組みを活用した排出抑制に記載すればいかがですか。

(委員長)

言われたとおりです。それでお願いします。

それでは、次デポジット制、レジ袋の有料化、これは住民の方からもご意見として出されています。これについて突っ込んだ議論をお願いします。

(委員)

新宮市とかが、デポジット制を実施するよう提言していますが、行政のデポジット制への取り組みを教えてください。

(県)

全国的に見れば、50くらいの市町村が取り組んでいると記憶しています。人為的な境界で区切られた市町村で取り組んでいる所は余り無く、離島の様に隔離された所が多かったと思います。

近畿地方では、兵庫県が3、4の地域で実験していますが、外の地域から空き缶を集めて持ち込む等の問題があり、余りうまくいっていないみたいです。県内では高野町で行われていると聞いてます。

県では、近畿ブロック知事会でデポジット制の検討を国に要望しています。

韓国では昨年から導入され、うまくいっていると聞いています。

私見ですが、全国的に一斉に始めないとデポジット制は、うまくいかないだろうと思います。

デポジット条例も少しは考えてみましたが、うまく機能しないだろうと考えています。

(委員)

条例でそれを制定することは、可能でしょうが、しても制度的にうまくいかないということでしょう。

(委員)

デポジット制は、製造者の責任の基で行う事であり、価格に上乗せして缶などを販売店に持ち込めば上乗せ分を返してくれる制度ですよね。今の話しを聞きますと、行政が主体でそれを行っているかのように聞こえますが、なぜ税金が必要なんですか。

(県)

兵庫県では、試験的にデポジット制を実施し、そのための補助金を出しています。その結果をどのようにするのかは、検討中とのこと。いきなりデポジット制を実施してくださいと住民の方々に言う権限もありませんから、そのきっかけを作ったということです。

(委員)

私は、自動販売機に限ってデポジット制は、可能だと思います。家庭から出るものは自治体の分別収集に出されますから、その必要はありません。缶等の散乱防止という効果が、デポジット制にはあります。販売機にはあらかじめ印を付けた物を入れ、販売店でその印のある缶等のみ上乗せ分を返す事は可能です。県は自然を大切にすることを言ってますから、非常に意義のあることだと思います。また、いきなり導入するのは大変ですから、5年後に行う等期限を決めれば、準備していくことができます。お店にとっては、単に協力金をもらえる、缶を引き取るだけではありません。店にお客が来ることでもあるし、顔を合わせることで話しもするので、集客効果も考えられます。販売機に限定すれば、可能であると思いますので、後はするかしないかの決定だけでしょう。

(委員)

返却の場合は販売店へ行き、対面でお金を受け取ると言われているんですね。

(委員)

場所によっては、回収機を置くことも考えねばならないでしょうが、印を判別しなければならぬため、対面がいいでしょう。また、自販機を置くことは販売するだけでなく、回収する義務が発生することも認識してもらわねばなりません。

私の大学では、機械式で紙コップも回収しています。

決して不可能ではありません。今以上に回収率を上げるには、いい方法だと思います。

(委員)

デポジット制は、散乱防止、回収にいい方法だと思います。また、回収する等の費用として上乗せを考慮するので、事業者負担でなく消費者負担だと思います。だから、事業者がその分を全て負担することにはならないと思います。制度が変われば意識も変わります。世界遺産に登録される地域ですから、この地域では自販機ではなく対面で販売するなどの方法を取るなど、いきなり導入するのではなく、ある程度報告書に段階的に実施するなど明記して欲しいと思います。

ここがモデル地域となるように、デポジット制の導入に向けて行動するという言葉を入れて欲しいと思います。

(委員長)

確認しますが、この地域全体で実施ということですか。

(委員)

27市町村、地域全体でということ、また飲料容器、ペットボトル、電池をその対象にと思います。

(委員)

個々には困難とお聞きしましたが、和歌山県でも実験して、それを基に国に法整備を働き掛ける等して頂きたい。

(委員)

デポジット制を条例化することは、営業の自由に規制を掛けることになりますが、その効果として散乱防止が見込まれるので、条例上限定すれば可能だとは思いますが、問題はこの

地域だけでその制度が維持できるか、ということです。その制度作りが非常に重要であり、維持するには困難が伴うでしょう。兵庫県の事例が参考になるかもしれません。

(委員)

この制度を導入するには、関係機関との調整が非常に重要となります。例えば缶の引取先を商店に限定しなくて、ガソリンスタンドでも出来る、等考えれば範囲は広くなり、制度が維持できるでしょう。

(副委員長)

製造者は売るのみでなく、その後も責任を取らねばならない。そのための一つの方法としてデポジット制を導入すべきであり、そのための困難はあるが、それが拡大生産者責任を全うすることになる、ということを皆さんは言いたいのであって、また循環型社会を目指すためには、一つの方法としてこの制度を整えることは必要です。しかし、私自身はそれをこの地域だけで行うことは、非常に難しいと思います。個人としては、国レベルで行うのは韓国の例からを見ても良いことだと思いますので、デポジット制の法制化を国に働き掛けるとして、それを紀南地方独自で行うことはあまりに大変であるから、それに注ぐ力を他の制度やシステム作りに使った方がいいと思います。もちろんデポジット制を実施すれば、散乱ごみ対策で回収率は飛躍的に上がります。ただそれが無くても、今はある程度回収が出来ている。牛乳パック、ペットボトル等の拠点回収、新宮市の資源回収等です。デポジット制をしないで、この制度を充実させることが出来るなら、そのことに力を注ぐことも有効な方法だと思います。

(委員)

報告書の書き方なのですが、今議論しているデポジット制、生ごみの資源化のこと等ですが、報告書の中に「提案」として入れられないのか。例えば15ページに生ごみの事が記載されていますが、資源化出来るとして、その内容は良いのですが、明確に「しなさい」とは書けないからこのようになっている。今はそれをすぐに実行出来ないが、このような方法、それについての問題点があるので行政も考えていく、そういう趣旨の「提案」の欄を入れてはどうかと思います。

(委員長)

今日の議論で、デポジット制の理念、方向性は重要であるし、それは強調すべきです。委員の方々も、それは共通認識であると思いますが、具体的にはどうするのかについては、見えてきていないと思います。このことについて、理念的なものに止めるのか、あるいは出来るところから、委員が言われた自販機での試験実施等踏み込んだ提案をしていくのか、等について意見ををお願いします。

制度の性格上すぐには出来ないことは、お分かりと思いますが、どんな形で踏み込んでいくのかについての共通認識を持ちたいと思いますので、意見ををお願いします。

(委員)

私は、デポジット制について、一步踏み込んだ提案をして欲しいと思います。時間的にも法整備まで進むのは大変でしょうから、重要なのはまずシステムを作ることなので、専門の委員会のようなものを作り、真剣に検討するような提案が出来ないかと思います。

(委員)

私も国の施策を待つのではなく、委員の言われた自販機の物には、印を付けるなどで対応可能であると思いますので、基本理念に書いていることを実証するためにも、積極的に報告書に取り入れるべきだと思います。

(委員長)

今の意見は、中間報告の6ページにデポジット制の記載がありますが、その位置付けを少し踏み込んだものにする、ということですね。

(委員)

和歌山大学で実験するなど、どうでしょうか。

(委員長)

お約束は出来ませんが、貴重な提案としてお聞きしておきます。

(委員)

デポジット制については、諸般の事情からすぐに取り掛かるのは難しいと思いますので、「デポジット制度誘導の政策整備」と私案には記載しています。レジ袋の有料化は、デポジット制と比べて比較的簡単に取り組めるが、デポジット制については、して欲しいとの提案しか出来ないのではと思います。

(委員長)

デポジット制の理念、有効性についての共通認識は出来ていますが、制度の性格上すぐに具体化するには様々な問題、制約があるので、当面の方向性については、委員の提案にあるように「デポジット制導入についての検討・整備を積極的に図る」という趣旨の提案をしていくことでよろしいでしょうか。しかし、先ほど委員が言われた一歩踏み込んだ提案、とりあえず試験的に自販機でも行えばどうか、とありましたがそれに意見ありませんか。

(委員)

デポジット制については、ある程度広い地域、県全体で、それもメーカー、コンビニなどのチェーン店との提携で行うなど、量を確保する事が制度上必要でしょうから、それで出来ないものでしょうか。私たちが、そのことを提案するか、否かだと思います。

(委員)

私案では「検討・整備」と書いています。それは、少し踏み込んだ取り組みをしてもらいたいという意味を含んでいます。これからの企業は、環境にやさしい取り組みを行わなくてはならない。それがPRになりますので、一歩踏み込んだ「検討・整備」をして欲しいと思います。

(県)

学識委員さんにお伺いしたいのですが、県主催の囲い込み会場方式のイベントには、デポジット制を義務付けるという趣旨の条例は可能でしょうか。

(委員)

大きなイベントであり、規制をしなければごみが散乱する事が明らかに予想できるなら、そのイベントで業者は利潤を得ていますから、可能ではないでしょうか。

(県)

いわゆる公共の利益と営業の自由の比較考量の問題ですよ。

(委員)

ごく小さなイベントであれば、その問題があると思いますが、一定規模以上ならごみが多量に出ることは明らかですから、可能でしょう。ただ、イベント全てに規制を行う事は難しいでしょう。

(委員)

契約にそれを入れれば良いのではないですか。

(委員)

契約なら任意ですから、契約しない事も出来ますが、条例では皆同じように規制されます。その違いがあります。

(委員)

切符を買う場合は、販売機の中で金額が印刷されます。それと同じで地域内の自販機での購入時に、缶に同じように印刷することは可能でしょう。

和歌山県は、美しい自然を守らなければならない観光県です。それで缶を捨てない等がなばっているのに、依然として夏、海岸などに缶が散乱している事実があります。私はそのことを考えて提案しました。

(委員長)

まとめたいと思いますが、基本的には「デポジット制は検討・整備する」、その「整備」については、出来るところから踏み出していく考え方であり、地域内の自販機で、あるいは観光地で、という具体的な取り組みを含んだ意味で検討する。その方向で取りまとめをいたしますので、確認よろしくをお願いします。

それでは、レジ袋の有料化について、検討をお願いします。

(委員)

レジ袋の有料化を行えば、どこが困るのか、それはその製造メーカーです。商店もそこでの購入者も困ること、損することにはならないでしょう。また、行政もごみが減ることになるから、各市町村が条例などで有料化出来ないか、強制は出来ないですが、そのように思います。

(委員長)

レジ袋の有料化を各市町村が条例化する、という提案ですね。

(委員)

そうです。

(委員)

事例として杉並区で有料化されていませんか。

(県)

まだ施行されていません。

(副委員長)

杉並区は、レジ袋削減の達成率が低ければ、有料化を行うということです。また、チェーンストア協会でも削減目標が達成出来なければ、有料化を行うことを前提として目標を定めた、と聞いています。ですから有料化は不自然な話ではなく、デポジット制と同じで、拡大生産者責任の一環とする基本姿勢はいいのですが、具体的にどうするのか、現実の問題を見て検討する必要があります。デポジット制より比較的容易だと思います。

(委員長)

事務局で全国的な動きなど、あれば教えてください。

(県)

韓国でのデポジット制の報告が専門誌に掲載されていて、併せて日本でのレジ袋の有料化のことも紹介されていました。日本ではごく一部で行われており、ポイント制が多いようです。韓国と比べて大きく遅れているという評価でした。試験的に生協で行っている所もありますが、あまりうまくいっていないようです。成功した事例は聞いていないので、うまく機能していないのではないのでしょうか。なお、県ではマイバック持参運動をしています。

(委員)

韓国は、国全体が有料制を採用しており、それは成功している。せめてこの地域だけでも有料として、全ての店で行うことは出来ないでしょうか。検討委員会の成果というものを出したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

京都生協、和歌山市の生協でも有料化していますし、うまくいってますよ。

(委員)

私の知っている生協では、レジ袋を使用する人は1枚5円を箱に入れるようにしています。だから払う人も払わない人もいますが、70%ぐらいの人が払っているそうです。こういう方法もあります。

(副委員長)

レジ袋は、使用枚数が非常に多い。また、家庭ごみの重量の1~2%を占めているので、無くすことは大事であるとの指摘はあります。また、量販店が有料化に反対しているのではなく、単独で行うとしていない所に負けてしまうからということであり、みんなで揃って行こうなら是非したい、と量販店は考えています。ポイント制は、袋1枚5円相当の価値を付けていますが、袋は1枚約2円であり、量販店側が過剰なサービスをしています。だから1枚5円で売れるなら、お店は是非それをしたいのですが、単独では出来ません。生協では行っているのですが、お店の話をお聞きすると、結局消費者の問題であり、“コープこうべ”でもマイバック持参率は70%程度であり、5円払えば持っていけるが、払わず持っていく人が半分いるとのこと。ということは30%の人はレジ袋が必要なのに、そのうちの半分の人しか払っていない、それはやはり事業者でなく住民、消費者の責任です。

事業者側へ、レジ袋を減らすために有料化を持ち掛けていくのですが、少し意味合いが違うことが気になります。レジ袋の有料化を前向きに検討することは、それでいいと思うし、事業者もそれは賛成するでしょう。

(委員長)

基本的に皆さん、レジ袋の有料化、その必要性は理解して頂いている。しかし、そう簡単にはいかない問題もあることも、理解して頂きました。また、基本理念に言葉は並べながら、それなのに何もしないではいけません。

具体的な施策として、レジ袋の有料化については、積極的に提案し、これを進めていこうとの方向性は明確にする、ということによろしいですね。

それでは産業界の方、この中間報告書について、ご意見をお願いします。

(ワーキング関係者)

産業界からの意見が反映されていないということですが、我々が今取り組んでいる状況についてお話させていただきます。取り組んではいますが、まだ始まったばかりであり、お話しした内容については、確約できるものではありませんので。

その内容は、一番問題となっている調味廃液をどのようにリサイクルしていくのか、平成18年度には食品リサイクル法で20%の削減をするよう目標が決められています。調味廃液は現在、飼料化、肥料化、海洋投棄されています。海洋投棄につきましては、今は何とも言えませんが、近々廃止されるかもしれませぬ。それを見据えて、大学の先生と共に調味廃液を粉末化して、クエン酸鉄を抽出することを考えています。先日組合の理事、専務理事と共に大学へ行き、今後の取り組みについての相談をしたばかりです。この取り組みについては、特許申請を組合で行うことになってます。しかし、これが来年度に出来るのかといったことは不明ですが、リサイクルに向けて取り組んでいる状況です。我々も環境問題については、

非常に重要であると考え取り組んでいます。

(委員長)

ありがとうございます。今の報告について、何か質問はありませんか。

また、別の業種の方で、取り組んでいらっしゃる、また検討委員会へのご注文など有りましたら、どうぞお願いします。

(委員)

レジ袋の有料化、デポジット制についての商工会議所の方のご意見を聞かせてもらえませんか。

(ワーキング関係者)

今までの検討を聞かせて頂いて、大変勉強になりました。

商工会議所では、それらについての取り組みはしていませんが、例として、商店街活動にて消費者に協力してもらい、空き缶回収を行ったことはありました。

デポジット制についての知識は余り持っていませんので、良いのか悪いのか、出来るのか出来ないのかについての意見は持っていません。実行するのであれば、有効ではないか、と思います。

(委員長)

商工会議所として、デポジット制等ごみ処理について研修会等を行ったことはありますか。

(ワーキング関係者)

この報告書を読ませてもらいました。従来廃棄物の最終処分場の整備については、産業界だけで取り組むのは非常に難しい問題でした。そのため行政の支援をお願いしていたのですが、この報告書に市町村、産業界、県が協力して取り組むとして頂いて大変ありがたく思っています。そんな経緯から、産業界においては、これまで紀南広域の商工会と連携して、数回廃棄物関係のフォーラムを開催しています。

(委員長)

商店街関係の方は、来ていらっしゃる、また、ご意見ございませんか。

それでは「進捗管理・情報交流・フォローアップ体制の具体案」について、委員から資料が提出されてますので、それについて手短かに説明をお願いします。

(委員)

この場で検討してきたことを、地域で如何にして実行していくのかについて考えているのですが、この委員会で報告書を出して、それを実行させていく体制のこと、協議会、委員会、事務局の後継組織を考えながら議論していかないと、議論のみで終わってしまう恐れがあり、そうならないようにと、私案を出しました。報告書16ページの1の(2)に推進体制の事務局の案が書かれていますが、このまま行いますと最終処分場は造れないと思います。

私案では、今後も地域の廃棄物適正処理を推進していくには、今の委員会、協議会、事務局をしっかりと引き継いだ3つの組織が必要としています。重要なのは、最終処分場を管理する者が、全体的な適正処理の管理を行うことは通用しない、無理であるということです。

次に事務局、中心センターをどんなに作るかの提案です。田辺市に建築中のIT総合センターの資源活用の一案として、廃棄物の適正処理の機能を持たせれば、多方面に効率的に処理が出来るのではないだろうか、ということです。具体的な運用案が固まっていない今、その運用案を提案し、IT総合センターへ事務局を入れてもらえれば効率的ではないかと思います。

廃棄物処理はいろんな分野があり、それを如何にうまく効率的に処理していくかについて、図で表現しています。中心組織は委員会、頭脳です。行動は事務局、マッチングセンターが

必要です。そこでインターネット等を活用し、運用していくことを考えています。例えば、不法投棄等を発見した場合の統一した連絡方法等を整備すれば、迅速な対応が可能となる。焼却においても、自治体間の相互補完関係を結ばせることで、税金の無駄使いを防ぐことができる等を記しています。

IT総合センターの運用と絡めれば、活用しうる部分はたくさんあると思います。

(委員長)

ありがとうございました。将来のことについての意見ですが、今後検討すべき課題があります。16、17ページの事項については前回も議論し、具体的な事は諮問された範疇外とは思いますが、今の提案も含めて何かありませんか。

(委員)

非常に重要な指摘が多くありますが、今回の答申に組み込んでいくのか、またいけるのか。そして、内容が難しいので、もう少し噛み砕いた表現で入れられないのかと思います。

(事務局)

重要な提案だと考えていますが、委員長、委員から発言があったように、諮問事項はあくまで廃棄物の適正処理方針です。その検討を進める中で、進捗状況を管理していく体制が必要であるとの中間報告を頂いた訳です。ご提案は事業主体へ移行した場合、管理体制をどうしていくかについてであります。その際、ご提案の方法を参考として次の事業主体の管理体制を検討していきたいと考えております。またIT総合センターの活用については、県の担当課へご提案頂けたらと考えています。

(委員長)

提案については、適正処理を今後進めていく上で重要な方向性を含んでいることは、皆さん理解して頂いたと思います。これをどう生かして行くかは、今後の検討課題になると思います。今事務局が説明したように、ご指摘のかなりの部分は、今後の推進体制に係ってくるものですから重要ではあります。

今日の議論で、絵に描いた餅ではなく、具体化出来る方向が見えて来たのではと思います。

地域の廃棄物の適正処理に、具体的に係わる事が出来る報告書を作成したいので、今後ともご協力をお願いします。

それでは、次回の委員会は2月28日午後1時30分から、田辺市の西牟婁振興局で行いますので、よろしくをお願いします。

本日は、長時間ご検討頂きましてありがとうございました。
